

2016年8月25日

於・特許庁 16階 特別会議室

産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会
第20回商標審査基準ワーキンググループ議事録

特 許 庁

目 次

1. 開会	1
2. 品質の誤認（4条1項16号）等の商標審査基準について	2
3. 商標法制定の趣旨に反するとの理由による拒絶理由について	5
4. 他人の周知商標（4条1項10号）、商品又は役務の出所の混同（4条1項15号）、 他人の周知商標と同一又は類似で不正の目的をもって使用をする商標 （4条1項19号）の商標審査基準について	22
5. 閉会	37

1. 開 会

○豊瀬商標審査基準室長 それでは、定刻となりましたので始めさせていただきたいと思
います。本日、商標課長が途中から参加ということでございますので、私、商標審査基準
室の豊瀬が開会の御挨拶をさせていただきます。ただいまから産業構造審議会知的財産分
科会商標制度小委員会第20回商標審査基準ワーキンググループを開催いたします。委員の
方々におかれましては、御多忙の中お集まりいただき、まことにありがとうございます。

それでは、座長、よろしくお願いいたします。

○小塚座長 おはようございます。

本日の議題を御紹介いたします。議事次第に3つありまして、品質の誤認（4条1項16
号等）の商標審査基準について。それから、商標法制定の趣旨に反するとの理由による拒
絶理由について。それから、他人の周知商標（4条1項10号）、商品又は役務の出所の混
同（4条1項15号）、他人の周知商標と同一又は類似で不正の目的を持って使用をする商
標（4条1項19号）の商標審査基準についてということです。

○小塚座長 それでは、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○豊瀬商標審査基準室長 配付資料の御確認の前に、経済産業省の方針といたしましてペ
ーパーレス化を推進しておりますことから、本日のワーキンググループにおきましても、
議事次第、配付資料一覧、委員名簿のほか、資料1、資料2、資料3-1、資料3-2、
参考資料のデータにつきましてはタブレットで御覧いただきまして、座席表及びタブレッ
トの使い方につきましては、お手元に紙で配付させていただいております。タブレットの
使用方法につきましては、説明ペーパーを御覧いただきまして、御不明なときは挙手をお
願いいたします。事務局で対応させていただきます。

資料の確認ですが、資料1「商標審査基準たたき台（案）（4条1項16号、9条、その
他）でございます。資料2「商標法制定の趣旨に反するとの理由による拒絶理由について
（再検討結果）」でございます。資料3-1「4条1項10号、15号、19号の商標審査基準
について（案）」でございます。資料3-2「商標審査基準たたき台（案）（4条1項10号、

15号、19号)」でございます。それから、参考資料「著名な絵画及び版画からなる商標登録出願の取扱いについて（案）」でございます。

なお、お願いがございます。御発言をなさる際にはお手元のマイクのスイッチをお入れいただきまして、マイクを近づけて御発言いただくようお願いいたします。

以上でございます。

○小塚座長 ありがとうございます。

2. 品質の誤認（4条1項16号）等の商標審査基準について

○小塚座長 それでは早速、第1の議題に入りたいと思います。4条1項16号の審査基準ということですが、前回、文言の調整だけということになって、それはお任せいただいているのですが、一応御確認をいただくという意味で、この場にお持ちしています。

それでは、事務局から説明してください。

○豊瀬商標審査基準室長 まず、資料1です。商標審査基準たたき台（案）（4条1項16号、9条、その他）という資料を御確認いただきたいと思います。

まず、4条1項16号ですが、これは1.の（1）の文章を、御指摘に添いまして修正しています。読みにくいので、修正後の案を読み上げますと、『商品の品質等』とは、商品若しくは役務の普通名称、商品若しくは役務について慣用されている商標又はこの基準第1の五（第3条第1項第3号）の1.にいう『商品又は役務の特徴等』が表す品質若しくは質をいう」という形に改めてございます。

それから、2ページでございます。この中央部分に例が2つございました。「SWISS TEX」の例と「コロシウム」の例でございますが、私どもで国家名の正式名称に修正したほうがいだろうということで、それぞれスイス連邦、それからロシア連邦と、正式な国家名に修正しています。

それから、3ページでございます。中央部分の（3）とあるところでございますが、項目で申し上げますと、2.の「誤認を生ずるおそれ」についての中程の（3）として新しく入れ込んだものでございます。これは日本弁理士会の加藤先生から御提案をいただいたものでございまして、御提案いただいた文章とは若干変わってございます。事務局のほうで、基準に合うような形に若干修正してございます。

こちらも読みにくいのでまず読み上げますと、「商標中に、商品の品質等を表す文字等を

有する場合であっても、出願に係る商標が、出願人の店舗名、商号、屋号等を表すものとして需要者に広く認識され、かつ、需要者が商品の品質等を誤認するおそれがないと認められるときには、本号に該当しないと判断する」と修文してございます。

最初、加藤先生から御提案いただいた文章の中には、「複数の商品又は役務について」という記載がありましたが、私どもで検討した結果、「複数の」とか「複数種類の」という新しい定義というのを基準の中に設けるということになると、またその定義づけ、新たな規定が必要になるということで、「複数の」という形で入れるのは難しいということから、今回のような修正案とさせていただきます。

これをもって、加藤先生の意図される場所は読み込めるのではないかという判断で、今回のような修正をさせていただきます。

次、第9条です。5ページからになりますが、具体的に修正したところは6ページになります。平成24年の特許庁告示の第6号を抜粋して記載させていただいておりましたが、その中の第2号の2行目に「同項（注）」を設けまして、下のほうに（注）として、「同項は、商標法第9条第1項を表す」ということで、「同項」が指すものを明確化してございます。

それから、第3号の2行目、「これに準ずる」となっていたものを「これらに準ずる」ということで、これは告示と一致させたということでございます。

資料1につきましては、8ページのその他の部分についてでございますが、先般御議論いただきました商標法の制定の趣旨違背の部分についてでございますので、後ほどここは資料2とあわせて御説明させていただきます。

資料1については以上でございます。

○小塚座長 ありがとうございます。

それでは、今御説明がありました範囲につきまして御意見、御発言等ありますでしょうか。

加藤先生、どうぞ。

○加藤委員 ありがとうございます。日本弁理士会の加藤でございます。

3ページの(3)、「需要者に広く認識され」というところが新しく入ってきているかと思うんですが、これにつきましては例えば海外でのみ広く知られていて日本に入ってくるような場合、日本では「需要者に広く認識され」というところがなかなか難しい場合のときにでも、この考え方は成り立つのでしょうかというところを確認させていただきたいの

ですが。

○小塚座長 わかりました、ありがとうございます。

「需要者に広く認識され」の解釈あるいは運用についてということですね。事務局、お願いします。

○豊瀬商標審査基準室長 4条1項16号の考え方は、あくまでも我が国の需要者目線に立った誤認を生じるおそれということと認識していますので、「需要者に広く認識」の部分については、我が国の需要者間に認識されていることが必要になってくるのではないかと。つまり、そういった商標を使用することによって、我が国の需要者が商品の品質あるいは役務の質について誤認を生じるか生じないかということと判断するということになっていると思いますので、たとえ海外で周知になっていたとしても、我が国の需要者が全く認識していないということであれば、16号の適用対象外になってくると考えております。

○小塚座長 ありがとうございます。

今の点について、いかがですか。

加藤先生、どうぞ。

○加藤委員 そういたしますと、例えばスターバックスですとかタリーズですといったコーヒーショップが海外でのみ展開していて、満を持して日本に入ってくるという場合であっても、最初はコーヒーにしか登録は取れないということになりますでしょうか。

○小塚座長 いかがですか。

○豊瀬商標審査基準室長 そういった場合においては、恐らく日本に進出してくる際に、広告であるとか宣伝の類いをした上で日本に入ってきてという形になると思います。あくまでも使用が前提ということではなくて、日本の需要者が認識しているかしていないかということですので、日本で商品又は役務について使用していないということであっても、需要者が商号等として認識している場合には16号については解消されてくると考えております。

○小塚座長 あるいは、ほかの先生方からも何か御発言ございますでしょうか。

金子先生、どうぞ。

○金子委員 今の点ですが、恐らく基準としては16号の品質の誤認をするかどうかの判断基準の主体は日本の需要者ということになると思いますので、今の御回答のとおりということになるのではないかと思います。

他方で、この審査基準の該当部分とは別に、恐らく何とかコーヒーとかいうお店につい

て、一般的にコーヒー以外のものも売られているというような慣行ができてきている場合について、16号の判断をどうすべきかというのはまた別に16号の問題としてあると思います。それはまたこの審査基準の該当箇所とは別の問題として考えればよろしいのではないかと思います。

○小塚座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。もともとの日本弁理士会からの御提案では、むしろ複数の商品または役務について使用されることが明らかな場合という要件が入っていたわけですね。では、その「明らかな」というのは一体どのように判断するのだというところで、恐らく同じような問題はあったのではないかと思いますので、いずれにしても16号の適用上は我が国の需要者を基準に考えざるを得ないのではないかと思いますというのが事務局のお考えであり、今の金子先生の御発言もそういうことだったのではないかと理解しますが、いかがでしょうか。そのような整理でよろしいでしょうか。

特に御発言がないようでしたら、お認めいただいたと理解いたしますが。

ありがとうございます。それでは、御発言がありませんでしたので、そのように理解させていただきます。そうしますと今の点も含めまして、資料1の先ほど御説明いただいた範囲については御承認いただいたということでよろしいでしょうか。

それでは、議題の第1点については、以上をもちましてお認めいただいたと理解いたします。

3. 商標法制定の趣旨に反するとの理由による拒絶理由について

○小塚座長 それでは次に、商標法制定の趣旨に反するとの理由による拒絶理由についてという第2の議題です。

また、事務局から御説明をお願いいたします。

○豊瀬商標審査基準室長 資料2、商標法制定の趣旨に反するとの理由による拒絶理由について（再検討結果）というファイルになります。こちらの1.は、先般第19回のワーキンググループの中で私どもから御提案させていただいたのが、その枠の中に記載させていただいている部分でございます。

この中で、ケース1からケース3ということで、類型分けして御提案させていただいたところございまして、ケース1は全ての商品・役務が同一の場合について。ケース2が

一部同一の場合について。ケース3が包括表示と個別表示という関係について。例えば、菓子とまんじゅうとか、清涼飲料とサイダー、こういったケースがケース3に当たります。

ケース1については、現行運用どおり、趣旨違背とする。同じくケース3につきましても、現行運用どおり趣旨違背としないということで、先般議論の対象となったのがケース2の場合でございます。ケース2については、私どもから条件つきで趣旨違背を解消させていくという方向性ではどうかという御提案を行っております。その条件が、そこに書いてありますように、更新をしないとか、放棄もしくは取り下げをするといった出願人の意思が確認できた場合には、趣旨違背としないという御提案でございました。

これに対して、いろいろ御意見をいただきました。(2)にあるのはいただいた御意見を私どもで要約して記載してございます。

この中で、例えば一元管理のニーズと申しますか、要請がかなり重要なのではないかと申すこととか、ある程度包括関係にあるものについては審査の中で登録を認めてもいいのではないかと申すこととか、あと大西先生からは、既登録商標について放棄をするとか更新をしないといった制限、ここの条件についてでございますが、先使用の抗弁がされるということがあって、それに対抗する措置として既登録商標については放棄しない、持っていたいといったニーズもありますという御意見をいただいたところでございます。

私どものほうで再検討した結果が、(3)今後の方向性でございます。①が今申し上げました一元管理とか先使用の抗弁への対抗といった、出願人サイドによるメリットでございます。②といたしまして、重複登録を許容することによるデメリットとしては、複数の審判請求が必要になるといったデメリットがありますということで整理いたしました。

それを受けまして、③今後の方向性ですが、デメリットは確かにあります。しかしながら、現在同一ではなくて類似の商標については同一の指定商品・役務であっても同一人が権利者となることができます。また、権利化後につきましても、移転であるとか専用使用权の設定といったことも自由に行うことができることを考えれば、同一の商標についてのみ厳格に運用していくことについて、どれだけ合理性・実効性があるのかといった考え方もあります。

また、重複する権利を有する権利者は、あえて自分に不利益が及ぶような譲渡であるとか使用权の設定を行うことは考えにくいです。

また、その権利を譲り受けた者は、通常であれば信用の維持に努めますので、實際上、需要者が何らかの不利益を被ることは少ないのではないかと考えられます。以上から、同

一人による重複する商標権の保持を許容することによる権利者側の利益の重要性に鑑みまして、先行出願あるいは先行登録と一部商品・役務が同一の出願については——これはケース2の場合でございますが——商標法制定の趣旨違背を理由とする拒絶は行わないこととしてはどうかということで、前回の御提案とは方針転換を図った形で今回の御提案とさせていただきます。

2番目が適用条項についてです。これは先般も議論になりましたが、商標法の15条に列挙されていない拒絶理由だということで、必ずしも15条にない拒絶理由を認めていくというのは難しいのではないかとか、15条の中でやっていくということであれば、3条1項柱書違反という考えもあるのではないかという御意見を金子先生からいただいており、林先生から、基準の中、15条の拒絶理由に掲げられている条文を一つは引いて、例えば3条の趣旨に反するといった基準にすべきではないかというような御提案もいただいたところでございます。

これらを踏まえまして、今後の方向性ですが、15条については不登録理由の限定的な列挙であるということで、逐条解説でも記載されているとおりでございます。

第15条に列挙されていない理由によって拒絶を行うとしている現行の審査実務は、必ずしも適切なものとはいえないのではないかと、3条1項柱書の違反でやっていきたいということで、今回の御提案になります。3条1項柱書については、条文には、自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標ということで、あくまでも使用が前提となっています。当初から自ら使用するものではないといったものに排他独占的な権利を設定するのは妥当ではないという趣旨によるものと解されるということで、3条1項柱書違反として今後は運用していくのが適当なのではないかという御提案を、今回させていただきます。

それから、先ほどの資料1の「その他」の部分、たたき台（案）の8ページをあわせて御覧いただきたいのですが、ここが今回趣旨違背についての基準のたたき台の案と、「その他」の2.の部分でございます。まず、見出しですが、「商標法の趣旨違背について」という見出しで先般御提案させていただきましたが、ここをまず、「同一人が同一の商標について全ての商品又は役務表示が同一の出願をした場合について」という見出しに改めまして、(1)の文章の中でも、商標法3条1項柱書に反するとの拒絶理由を通知するものとするということに改めてございます。

あわせまして、防護標章の更新登録出願も同様で、9ページの一番上、(3)の部分でござ

ざいますが、防護更新の拒絶の理由の条文として第 64 条の第 1 項、第 2 項がございますが、ここを当てて、商標法第 64 条第 1 項、第 2 項に反するとの拒絶理由を通知するということで、あわせて見直しを行ってございます。

趣旨違背については以上でございます。

○小塚座長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました点について、御意見、御発言等をお願いいたします。

小川先生、どうぞ。

○小川委員 前回のワーキンググループでも少しお話を申し上げましたので、重複するかもしれませんが、コメントだけさせていただきます。私のコメントの結論は、3 条 1 項柱書でできるぐらいならとっくにやっているよなというのが私の結論です。実は、この取り扱いはかなり古い歴史があって、大正 10 年法、旧法から行われている基準です。当時は審査基準ではなくて商標審査取極というものでしたが、その中には、今回のようなケースの場合には、「商標法ノ精神ニ反ス」という理由で拒絶をしていた。それを現行法、昭和 34 年法の改正時に旧法でやっていた運用を条文で書き起こしたらどうかという議論が行われた。

そのときに議論の中では、そんなものは条理上当然のことである、そんな当然のことまで書かなくても拒絶だと。要は、まさに条文には書かないということが立法者の意思だということでもあります。

書かないということが立法者の意思だとすると、3 条の商標登録要件とか、4 条の不登録事由には書かないということになり、3 条、4 条に書かないということになれば、15 条の拒絶査定にも規定が置かれないのは当然です。なくてもできるというのが立法者の意思だということ、まず申し上げたいと思います。

そして、現行昭和 34 年法の施行の当初から、少し文言を変えましたが、「商標法制定の趣旨に反する」という形で運用を引き続きやろうと、これは立法者の意思に即したもので大丈夫だということで運用が始まったと理解をされています。

要は、そういう意味で、商標法の趣旨解釈として拒絶することは許されるんだという理解であります。このことは、私は特許庁出身なのですが、外部の学者の方にもそういう考え方を支持していただいている方もいらっしゃいます。

実は現行法が始まってからもう 50 年以上経過しています。先ほど申し上げたように旧法

からということであれば、100年近くの定着した運用。しかも、一度も裁判所から否定されたこともないという中で、要は定着した運用だということをも一つ申し上げたいと思います。

今回こういう問題点が指摘されて議論されていますが、今までもこういう議論はたびたびありました。同じような問題指摘があつて、議論されました。その都度、3条1項柱書でどうだという議論もありましたし、4条1項7号でどうだという議論もありました。その議論の中では、理論的には難しいだろうというので、最終的には立法者の意思に沿った形での運用をやろうということになったと私どもは承知いたしております。

ちなみに、3条1項柱書でやるとするとどういうことになるのだろうか。まさに出願人の使用の意思の話でございます。例えば、審査官が拒絶理由をかけたときに、出願人が意見書で、「いや、今回の新しい出願に係る商標について使用したいんだ」と主張してきたら、審査官はどう否定するのだろうか。出願人は、出願手数料を払ってコストをかけてまで出願しているんです。何か理由がある、思惑があるというのは当然です。企業は無駄なところには金をかけないというのがこの業界でも常識だと思いますので、もしそうだとすると出願料まで払っている商標について使用の意思がないというのは、審査官はどのような根拠をもって、使用の意思を否定するのだろうかということでございます。

これは審査だけではなくて、審判もそうです。もしそうだとすると、審査官、審判官の負担って大丈夫だろうかという心配です。

それから、一番気になるのは裁判所なんでしょうが、裁判所から「使用の意思がないということで拒絶しているけれども、具体的な根拠は何か」と問われたときに、ちゃんと答えられるのか。裁判所から適用条項の誤りだと言われるリスクは本当はないのかということでございます。

以上のように、3条1項柱書で「使用の意思がない」という理由で拒絶することはなかなか難しいのではないかなと思っています。そこを商標法制定の趣旨に反するという考え方で行くと、審査官、審判官、何をすればいいか。商標も商品も全く同じなんですということだけ言えば、出願は拒絶できる。審査官、審判官の負担は極めて軽いのではないかなという気がいたします。

まさにこれまで50年、100年と続いてきた運用は、まさに立法者の意思に基づく先人の知恵だと思います。この先人の知恵は継承していいのではないかなと私は思います。

結論から申し上げますと、3条1項柱書で本当に法律的にもつのかという点が1点と、そ

れから審査官、審判官の皆さん、本当に御負担ありませんかという2点です。

以上です。

○小塚座長 ありがとうございます。

小川先生の御発言は、適用条文に関するものと理解してよろしいでしょうか。前半の拒絶する範囲については事務局提案のとおりで御異存ないということで。

○小川委員 前半というのは、1. のほうでしょうか。

○小塚座長 そうですね。

○小川委員 1. に関しては、いわゆるケース2の件ですが、これも前回私のほうで申し上げたのですが、本願から見た場合には完全同一のケースが2つありました。あの件は前回、座長のほうから弁理士会さんと商標協会さんに検討を振っていますので、そこは確認をさせていただきたいと思います。

○小塚座長 ありがとうございます。

それでは、そのほかの先生方の御発言、御意見等いかがでしょうか。

外川先生、お願いします。

○外川委員 15 条の限定列举ということからいけば、できるだけ根拠条文があったほうがいいと思います。それから、商標同一、商品・役務同一という場合だけを拒絶とするのも結構です。ケース2の場合は、登録するということはそれでいいのではないかと思います。

ただ、問題は適用条文です。適用条文はあったほうがいいのはわかるんですが、3条1項柱書というのは、ほかの使用意思の確認もあの条文でやっているわけで、そうすると後で出した後願のほうが本当に使用意思がないのかという根本的な疑問はあります。前に商標・商品同一の登録商標はあるんだけど、それが例えば存続期間満了とかいう条件がついていると、本願を使おうと思っていますと主張された場合ですね。先使用の問題はありますが。これを使おうと思っていますと言って、例えば使用意思の宣誓書が出てきたときに、それを実務としてはどうするのかですね。使用する意思はありますという宣誓書が出てきたときに、いや、それでも使用する意思はないんでしょうと言って拒絶するのかどうか。そこは3条1項柱書を使っているほかの事案との関係を考慮しないと矛盾が出てくるのではないかと思います。

もう一つは、3条1項柱書というところまで指定するのかの問題です。15条は3条としか書いていないので、3条に違反するという言い方だともう少し問題が曖昧になっていい

のではないか。これは単なる思いつきで今言っていますけれども。ただ、当然、小川先生の御指摘のとおり後で裁判所までいったときに、一体3条の何で拒絶しているんだと問題視されることは確かにあると思いますが、柱書まで指定するとほかの問題との関係の整合をとっておかないといけないんじゃないかということで、ちょっと心配があるということでございます。何かお考えが特許庁にあれば御説明いただければと思います。

○小塚座長 ありがとうございます。

そのほかの先生方、いかがですか。

大西先生、どうぞ。

○大西委員 資料2で、3条1項柱書を適用条文にするという理由づけの御説明を一番最後のページにいただいております。これは権利という観点から見た書きぶりになっているので、3条1項柱書の書きぶりに合わせて考えたときに、少しわかりにくいというか引っかけかかってしまうこともあるのではないかという意見が当協会で行われました。それで1つの提案として、出願人が完全同一の指定商品・役務について使用する完全同一の商標というものは、当然一つしかないのであるから、後願については拒絶するという発想で説明するほうが一般ユーザーにはわかりやすいのではないかという意見が出ておりましたので、お伝え申し上げます。

○小塚座長 ありがとうございます。

そのほか御発言、御意見等がありますか。

加藤先生、お願いします。

○加藤委員 日本弁理士会は実務家の団体でございますので、3条1項柱書を適用条文とするというお話を最初に聞きましたときに、皆一様に違和感を覚えました。どうしてこのような出願がなされるのかといえば、使用する気バリバリで出願をするからなわけですよ。その出願に対して、3条1項柱書違反だという拒絶理由がなされる。その場合には、外川先生がおっしゃるように、使用の意思があることを証明した場合、3条1項柱書違反という拒絶理由は解消するのではないかと考えます。そうしたときに、それでも何らかの拒絶状態を維持したいときにどうなさるのかというのが、私たちの違和感の正体だったのではないかと考えています。

小川委員がおっしゃったように、弁理士会の中にも条理論者といいますが、強い条理論をとる者がおまして、法は同一の商標を同一の商品に出願することを予定していない、であるので、商標法制定の趣旨違反という、条理論をとったんだという考え方がこれまで

脈々に行われてきて、それを拒絶理由とするのであれば、恐らく先ほどのような例も拒絶状態を維持することは可能なのではないかと思います。弁理士会としては、15条が限定列举であるということ、そして、何らかの条文によって拒絶しなければならないということは理解しております、それが3条なんだと言われれば、そうなのかもしれないというようなどころには至っているんですが、皆一様に若干の違和感を抱えているというのが正直なところでございます。

○小塚座長 ありがとうございます。

複数の委員の方から、具体的な使用意思が証明されたらどうなるのかという御質問が出てまいりましたので、この運用の仕方について事務局でお考えのことがあれば御説明いただけますでしょうか。

○豊瀬商標審査基準室長 実際に今おっしゃっていただいたようなケース1の場合について、新しい出願について使用意思がありますという旨が意見書で提出されましたというときの考え方ですが、先般の御審議の中でもありましたが、同一の商標であって、同一の商品で新たな出願をしてくることに何のメリットもないんだということが1つと、ほとんどの場合、出願手続のミスというところで重複して出願がなされるケースなのではないかと我々は考えております。

既に権利がある状態で全く同一の出願をした場合に、後願のほうに使用意思があるというふうには通常は考えづらいのではないかと。よって3条1項柱書に違反するとしていくのが、現段階では適切なのではないかと整理しております。

そうした場合に、意見書が上がってきた場合ですが、必ずどっちかしか使用はできないんだという前提に立ちまして、新願について使用意思があるということであれば、既登録のほうを放棄していただくとか、そういった形で最終的には重複状態を解消した場合においてのみ登録を認めると。ですので、既登録のほうを放棄していただくか、新願のほうを取り下げていただくといった形が適当なのではないかということで、審査実務ではやっていくのかなと今のところ考えてございます。

○小塚座長 ありがとうございます。

まず前提として今回の資料2の前半があるわけですし、拒絶する場合というのが、今回の御提案では、指定商品・指定役務が全く同一である場合に限られるという前提ではあるわけですね。その前提の下で、使用の意思をどこまで具体的に考えるかというか、結果的には事務局案もやや制度趣旨という今までの考え方を別に否定しているわけではなくて、

一種客観化された意思といいますか、そういうことなのではないかと思えます。しかしそこはユーザーフレンドリーという観点から、あくまでも皆様には御理解いただきやすい基準にしたほうがよいと思えますので、今の御説明も踏まえまして、さらに御意見、御発言等がありますでしょうか。

本田先生。

○本田委員 知的財産協会の本田です。

先日のワーキングを欠席させていただいておりますので、重複することもあるかと思えます。

まず、今、ユーザーフレンドリーということで座長から御発言がありましたが、今回、対象をかなり限定させていただいており、その趣旨は商標権の整理や一元管理の重要性を重く酌んでいただいていると認識しております。企業としてもこの改正の趣旨に反しないようにしっかりと商標管理をしていかなきゃいけないなと思っております。ですので、この改正につきましては非常にありがたい話だと思っております。

先ほどから御発言がある根拠条文についてですが、商標も商品も完全に同一という出願について、企業の立場で今考えていたんですが、どういった場面で出願するのかなというところがありまして、今基準室長がおっしゃったように、前に出していたのをうっかりもう一回出してしまったということは考えられるとは思いますが、実際はそんなにはないのかなと思っております。ですので、3条1項柱書もしくは商標法の本質、制定の趣旨に反するということのどちらでも、企業の立場としては問題ないと考えています。

確認を含めてですが、完全同一のときに拒絶理由がかかった場合に、実際上は指定商品の補正をして完全同一じゃなくすれば通ることがあるのかなと実務的に考えてしまうので、そうであればわざわざ使用意思の宣誓というのは企業としては出すことはないのかなと考えています。

○小塚座長 ありがとうございます。 林先生。

○林委員 ありがとうございます。

前回もこの15条にある根拠条文を上げた拒絶理由を特許庁として出すべきであるということ意見をいただきました。

先ほど、小川先生から立法者意思というお話があり、完全同一の場合は登録を法は予定していないのだというお話がありました。これが法律の条文にどう書くかということであれば、おっしゃるとおり立法者意思としては新たに何か書き込むことを想定していないと

というのはそのとおりでございます。

しかしながら、事は審査基準において法の運用を、どのように法に沿った形で予測可能性を示すかということをお我々はしているわけですので、その場合におきまして、100年近くの運用とか、裁判所から否定されていないということは、今回我々がこの基準を改める上においては何ら否定すべき理由にはならないのではないかと思います。

時代は変わっておりますので、100年近くむしろこれがそのままだったということのほうが私は問題ではないかと思っております。その意味で、今回、この基準を改めて15条にある根拠条文を上げるということが、私は前回も申し上げましたが、適切であると思っております。

そのときに、登録要件を定めている商標法の中のどの条文を引くかということで行きますと、一番近いのは3条ということは皆様御異論ないところだと思います。そして、その3条の中の、具体的にはどこにするかという中で、私、前は金子先生の意見が一つのアイデアということと、それからもう少し広げて、3条等の趣旨とか、そういうふうに広げることもあるのではないかとということも申し上げました。

実務としては3条1項柱書違反、使用意思というところにもう決め打ちすることで、何か問題があるのであれば少し広げる表現にしてもよろしいと私は思います。しかしながら、今、本田委員からも御意見ありましたとおり、実務的にもそういった具体的な問題がないということであれば、一番理論的な説明のつきやすい、客観的使用意思という観点からも、3条1項柱書の趣旨違反というような決め打ちをしても問題ないのではないかと私は思います。ただ、どちらにするかというのは、さらに御意見を聞いて決めるべきかと思います。

○小塚座長 ありがとうございます。

田中先生、お願いします。

○田中委員 前回欠席しておりますので、初めて意見を申し上げます。蒸し返しになる議論が含まれるかもしれませんが、御容赦ください。

現状の議論をお聞きしていて、これは商標法3条1項柱書の解釈を変えることになるのではないかと、少なくとも射程、つまり商標法3条1項柱書がカバーする範囲を変えることになるのではないかという感じがいたしました。これまでは商標法3条1項柱書ではカバーできていないという解釈のもとに、法の趣旨で処理をしていた。それを3条1項柱書で禁止されているのであるというように解釈を変えることとなります。法律の解釈ですので、審査基準のレベルでもできるのであろうと思いますが、長年続いてきた解釈であるという

ことですので、ここで変えるだけの根拠があるのか、それだけ強い理由があるのかについては、若干違和感がございます。

客観的に3条1項柱書を読みますと、これで同一の商標について拒絶するということについては、すんなりとは頭に入ってこない。いろいろと趣旨を御説明いただくと、そういう考えもあるのかなという感じはいたします。

次に、立法趣旨の関係でございますが、同じことを繰り返してはいけないということは当然であるから書かなかったと言うのですが、それを書いている法律もあるわけでございます。全く同じ趣旨かどうかはともかく、民事訴訟法の142条では、重複起訴の禁止を明文で禁じております。商標法としての議論が絶えない問題であるというのですから、本来、ここで長年支持された解釈を変えるぐらいであれば、立法によりはっきり法律に書くのが筋ではなかろうかという気もいたします。

まとめますと、今あわてて解釈を変えるだけの強い理由がないのであれば、次の立法の機会に明文化するというのも一つの考え方ではないかと思いました。

以上でございます。

○小塚座長 ありがとうございます。

そのほかに何か御発言ありますか。

金子先生。

○金子委員 私自身は、林先生と基本的な考えを同じくするところでして、一つに15条にない拒絶理由を認めることは問題があるのではないかと考えています。これまで実務の長年の経験や立法意思の議論などの積み重ねがあること等についてはまさに御指摘のとおりかと思いますが、他方で現時点での法の解釈として15条にない拒絶理由を認めるというのは問題があり、何らかの形で15条に挙げられている拒絶理由に根拠を求めるべきであり、その中で使えるものがあるとすれば、今のところは3条全体でも構いませんし、具体的に言えば3条1項の柱書の使用の意思に、当該出願にかかる商標についての使用の意思を要求するという解釈があり得るのではないかとすることを前回申し上げた次第です。

なので、ほかに適切な条文があれば、あるいは3条全体にぼやかすこと等については、そのほうがよいということであればそこには異論がございません。この問題のうち、適用の範囲の問題について、本当に重複登録に問題があるのであれば包含関係等についても問題とすべきですが、他方でそれについては商標の統合等あるいはさまざまなニーズがあり、それに対応していく必要もあるという柔軟な運用を要求しているところもあります。そう

いった中で対応するという意味では、今の御提案のような内容がよいのではないかと考えております。

ただ一点、これまでの運用と一つ明らかに変わるかもしれない点としまして、無効審判請求の期間制限の点について、3条1項柱書に求めますと、期間制限にかかるということになります。他方で、趣旨違背に求めますと、期間制限がどうなるのかはよくわかりません。これはどちらがよいのかということとは言えないのですが、3条に求めて期間制限をかけても、むしろその後の不使用取消審判のほうでどちらかを取り消させるという形の運用のほうが、必ず後願について期間制限にかけずに無効審判にかけるというよりも妥当なのではないか、一応、期間制限の点でも3条を拒絶理由としても、無効審判の期間制限との関係でも特に問題はないのではないかと、思います。ただ、この期間制限の論点があるということだけ御指摘しておこうと思います。

○小塚座長 ありがとうございます。

金子先生が御指摘になった後者の論点は、結局、制定の趣旨違背というまさに条文上の根拠がない拒絶をすることの論点の、いわば裏返しですね。条文上の根拠がないからこそ無効審判請求の期間もはっきりしない。条文上の根拠を出せばそれに応じた期間が適用されるということであるわけですね。

ありがとうございました。一わたり御意見を頂戴しましたが、まず、拒絶をする範囲について、前回の整理でいうケース1、全ての指定商品役務が同一であって同一の商標が再度出願された場合に限り拒絶する。それ以外の場合については拒絶をしないという運用にするということについては、今、どなたからも御異論がなかったと伺いましたが、それでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そこまでのところはまず御承認いただいたと理解いたします。

そうしますと、残されている問題は、結局その場合の拒絶の根拠をどう書くかという、拒絶条文の問題ですが、これについては今御意見が分かれている状況であります。

事務局提案の3条1項柱書について、御批判あるいは留保をされた先生方については、15条との関係をどうするのかという問題提起にどう答えたらいいのかという点についてお知恵をお貸しいただきたいと思っております。

他方で、3条1項柱書という事務局提案がむしろよいのではないかと御意見をいただいた先生方におかれましては、田中先生がおっしゃるような3条1項柱書の趣旨とか、

あるいは金子先生がおっしゃるような無効審判請求の期間その他の論点もあるかもしれませんが、従来と考え方が変わってくるのかどうかという点について、少し御意見をお聞かせいただければということで、どちらのお立場にももう少し掘り下げた御発言をいただければと思いますが、どなたか口火を切っていただく方、いらっしゃいますでしょうか。

金子先生、お願いします。

○金子委員 では、3条1項柱書に求めるという立場から、従来の3条1項の解釈を変えるものかということについてですが、3条1項柱書について、出願にかかる商標について使用する意思が必要であるということ自体は従来のところから変わりがないところだろうと思います。

その際の考慮要素の一つとして、完全に同一の重複する内容の商標権を既に持っていることは使用の意思を欠くと考えするという、そのような考慮要素としてそれを用いるという点が従来と違うところですが、それはそういう考慮要素を加えるというだけで、それほど大きな違いはないということになろうと思います。

ただ、御指摘があるとおり、一つあるのは、本当に使う意思があると出願人が強く言っているにもかかわらず、既に登録されている商標があるということでお使用の意思を欠くと言えるかということについては、議論の余地はあると思うのですが、出願人が幾ら使用の意思を有すると言っているとしても、客観的に見て使用できない状況がある場合には、使用の意思を欠くとするような運用はほかの法令上の制限等についても行われているところでありまして、そういった意味では、そのような運用をすることが直ちに従来の3条1項の解釈を大きく変えるというものには当たらないのではないかと考えております。

○小塚座長 ありがとうございます。

そのほかの先生、いかがでしょうか。

加藤先生、お願いします。

○加藤委員 私どものほうでも、3条1項柱書違反という拒絶理由ではなくて、何となくぼやかしたような3条1項の趣旨とか3条の趣旨とか、そのような形のほうがいいのではないかという意見が出ました。

3条1項柱書違反という拒絶理由は、恐らくマドリッド・プロトコールを含めると、現在最も多く出される拒絶理由の一つだと思われるので、それとの違いを見きわめるためにも、ちょっと内容が違うんじゃないかなと思いますので、3条1項の趣旨とかいうような形でぼやかさせていただければと思います。

○小塚座長 ありがとうございます。

そのほか御意見、御発言はありますか。

小川先生、お願いします。

○小川委員 3条1項柱書とか、3条をぼやかすというのはやっぱり無理があるのではないかなという気がして仕方がありません。要は、特許庁としては、先ほどの室長のお話だと、基本的にはもうだめだと。いわゆる、最後まで推認で押し切っちゃうということですよね。本当に出願人が使用する意思があると言っているのに、推認だけで本当に押し切れるのか。それから、もう一点は、商標法の趣旨解釈で本当にいけないんですかね。確かに逐条解説にはそう書いてあります。それは原則論としてそうだと思いますが、法律の趣旨解釈で出願を拒否するというのは本当にあり得ないのかというのを、ぜひ考えてみる必要があるのではないかなと思います。

○小塚座長 ありがとうございます。

そのほか御発言はありますか。

外川先生、お願いします。

○外川委員 確認ですが、さっき小川先生が、裁判所は否定したことがないとおっしゃったんですけども、私が一番心配なのは、とにかく15条の制限列举の中で、根拠条文がないというのに対して裁判所がひっくり返すんじゃないかという心配をしているんです。年間500件もあるということは、裁判所にいていないということはないんじゃないかと思うんですが。そこら辺は事実としてはどうなのか、もう一度確認したい。私はケース2が登録になればそれでいいと思っているので。ただ、根拠条文は確かにあったほうがいいんだけれども、今の歴史を聞くと少し揺れているんですが、その場合に裁判所で通るのか通らないのか、今までの特許庁の実務が全部否定されたときはまずいねというのが発想の原点にあるので、そこをもう一度事実の確認として説明いただければ結構だと思うんですが。

○小塚座長 ありがとうございます。

特許庁側では何か把握しておられますか。商標法制定の趣旨違背が裁判で争われた事例については。

○豊瀬商標審査基準室長 我々が認識しているのは、ケース1の場合については少なくとも裁判に上がって争われたという事実は認識しておりません。ケース2の場合も、我々勉強不足かもしれませんが、これについても裁判で争われた事実は認識していません。

○小塚座長 そのような状況とのことですが。あるいは、代理人の方などで御経験があっ

たというお話は余りお聞きになっていないのでしょうか。そうすると、そもそも裁判所に上がっていないということですかね。

確かに一つの考え方は、先ほどから何人かの先生がおっしゃっているように、3条1項柱書と言わずに、3条1項あるいは3条に反するというで拒絶したらどうかというものです。小川先生が言われるように、商標法制定の趣旨ということでずっと考えてきたということは歴史的事実としては間違いのないわけですが、商標法制定というのは当然商標法の全条文を含むわけで、商標法3条というのも当然商標法ですから、したがって商標法制定の趣旨に反するというは、商標法3条を立法した趣旨に反する。ということは商標法3条に違反するというで、従来の考え方を変えていないとも言えます。実は、恐らく事務局の御提案の背後には、3条1項柱書は既に拒絶理由としてシステム上も存在するので、そこへ入れられるとシステム的には非常に都合がよいということがあったのではないかと想像しますが、そこを実務的に運用状態が可能なのであれば、3条1項に反するという対応はあり得るのだと思います。実は今回、防護標章も同じではないかということで御提案が最後についておりまして、そちらのほうは商標法64条第1項及び第2項に反するという御提案ですので、そういう意味で言うと3条1項に反する、あるいは場合によっては3条1項及び第2項に反するというのに近い書きぶりになっているわけです。

小川先生、どうぞ。

○小川委員 今、64条の話が出たんですが、64条の1項、2項違反というのはもっとわからないですね。

○小塚座長 ありがとうございます。

この問題について、小川先生から非常に強い御意見で、従来のままでよいのではないかという御発言がありましたが、そのほかの先生からこのように解決したらいいのではないかという御提案がありますでしょうか。他方で、林先生からは明文の根拠がある拒絶理由を上げるべきではないかと強く言っておられるということで、そういう意味では両方の立場から非常に強い御意見があるということですが、何かこういう形であれば解決できるのではないかとか、あるいはこういう考え方があり得るのではないかというような御発言、御意見等がありますでしょうか。

金子先生、どうぞ。

○金子委員 一つの案としてですが、3条1項あるいは3条1項柱書等と、あと商標法趣旨の違反と両方書くという案も考えられなくはないんですが…撤回します。

○小塚座長 ありがとうございます。

それでは、私が本日お伺いした限りでは、御意見が大体半々に分かれている状況ですので、ここは一つ、座長からの御提案として「商標法第3条第1項及び第2項に反する」という書きぶりにはどうかということ、今御提案させていただきたいと思います。

これについて、先生方それぞれのお立場を踏まえて、もう一度お考えをいただけますでしょうか。

それから、事務局におかれましては、それでシステムが動くかということについて改めて御検討いただきまして、次回、最終的に決着する。こういうような形で進めさせていただきたいと思いますが、まずこの進め方でよろしいでしょうか。先生方がそれぞれ非常に強いお考えをお持ちであり、かつ数においてもワーキンググループの中で相半ばしているというのが私の見立てですので、以上のようなことで進めさせていただきたいと思いますが。

林先生、どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。64条の場合、1項及び2項と書いているのは、3項があるためにそういうふうには書いているんですが、3条の場合に、今議長御提案の1項及び2項という言い方をしなくても3条趣旨違反とか、3条は1項、2項に分けて書かなくても足りるような気もするのですが、いかがでしょうか。

○小塚座長 ありがとうございます。

趣旨という言葉なるべく使わないように考えて今のようなことを申し上げたのですが、あるいは御指摘のとおり、単に商標法第3条に反するというだけでよいのかもしれませんが、そこはむしろ事務局にお考えいただくとしまして、ではそのようなことで、もう一回先生方にお考えをいただけましたらと思います。

事務局もそういうことでよろしいですか。

ありがとうございました。それでは、第2の議題につきましては、とにかく拒絶する範囲については合意が得られたと、この点は確認させていただいて、根拠条文についてのみもう一回議論させていただくということです。

小川先生、どうぞ。

○小川委員 前回の、1. のケース2の、本願から見たら完全同一ではないかというあの2点については、どういう扱いになりますか。

○小塚座長 ケース2については、もう条件を付さず拒絶しないという原案ですね、事務

局原案は。

○小川委員 その中に完全同一と見られるものがありますねという御指摘をさせていただいたんですが、その件についても同様でいいのか。そこはもうフリーにしてしまうのか。

○小塚座長 それは事務局から御返答ください。

○豊瀬商標審査基準室長 前回小川先生から御指摘いただいた今の点につきましては、例えば商品A、B、Cという既登録があつて、新出願がA、Bという減らしてくるようなケースについて、そうした出願をすることのユーザーのニーズは果たしてあるのかどうかということを商標協会さんとか弁理士会さんに確認したいという旨の御発言だったと思うんですが、そのことについてでしょうか。

○小川委員 はい。

○小塚座長 今の点については、事務局としては実務のお考えをお聞きになりたいということのようですが、実務のほうでは何か御意見がありますか。

加藤先生、お願いします。

○加藤委員 前回の資料が皆さん多分お手元にはないと思いますので、私の理解が正しいかどうかも含めて確認させていただきたいんですが、包括表示と個別表示というものを、包括表示をA、個別表示をaと表現した場合に、今回出願されたのがAで、既にA+Bという登録を持っているにもかかわらずAという出願をしたところ、A+Bという引用、登録を持っているという場合。それから、aという出願をした場合、a+bという既に引用登録を持っている場合、このような例が実際にありますかという御質問だったかと思うんですが、まずAについては包括表示でございますので、ニース協定が5年に一度版を変えるごとに日本も類似商品役務審査基準の中身を見直すことがございまして、例えばおもちゃという包括表示の中には、以前は家庭用のテレビゲームおもちゃは含まれていなかったんですが、現在の版ではそれが含まれるようになったというような例が、ほかの包括表示においても多数ございます。そういった場合に、新しいAを取りたいという場合にAを新たに出願する場合がございます。

ただ、aという出願をして、a+bという引用登録を持っているという例が前回の資料にございましたが、これに該当するような事例は私どものほうでは思い当たりませんでした。日本商標協会さんはいかがでしょう。

○小塚座長 ありがとうございます。

何か追加の御発言ありますか。今の回答でよろしいですか。

ありがとうございます。

私の印象としては、ケース1とかケース2というのは今御説明の便宜上分けているだけですので、要するに既登録の商標と全く同一の商品・役務を指定した場合には、その出願は拒絶しますという御提案ですので、今の加藤先生御指摘のaとbが引用商標にあり、本願がaであるという場合は、恐らくケース1に含めて対応できるということですね。

事務局はそれでよろしいですか。ほかの先生方から御発言ございますか。

要するに、今回の趣旨は出願の文言だけを比べると確かに重複していて無駄のように見えるけれども、出願する側から見ればそれなりの理由があるという場合については、なるべく拒絶しないで認めましょう、本当にそこにはいかなる理由もあり得ないであろうという状況についてのみ従来と同じように拒絶していこう、ということであると理解されますので、そのような意味でケース1、ケース2の場合分けも現場の運用においては適切になされると考えますが、そのようなことで御理解いただけますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、この点につきましては、根拠条文についてのみ御意見が分かれているということでもう一度議論させていただきます。

4. 他人の周知商標（4条1項10号）、商品又は役務の出所の混同（4条1項15号）、他人の周知商標と同一又は類似で不正の目的をもって使用をする商標（4条1項19号）の商標審査基準について

○小塚座長 それでは、次の議題に進ませていただきます。4条1項10号、15号、19号に関する審査基準です。それでは、事務局からの御説明をお願いします。

○豊瀬商標審査基準室長 資料3-1、4条1項10号、15号、19号の商標審査基準についての案を御覧いただきたいと思います。

まず、4条1項10号「改訂の方向性」というところに今回のたたき台を作成した趣旨が記載してございます。まず4条1項10号ですが、立法趣旨が書いてありまして、10号の趣旨は出所の混同の防止がまず一つと、あといわゆる未登録周知商標といったところに趣旨はございます。本号の該当性については、まず周知性の認定が必要になってきますというところで、周知であると認定されたものの地理的範囲についてが問題となってきます。

周知性につきましては、一昨年7条の2の第1項柱書、これは地域団体商標に係る周知性の御審議をいただきまして、ここにおいては商品又は役務の性質に応じた類型ごとに基

準を作成したところでございます。そこと同じようにこの10号についてもやっていくのかというところでまず検討いたしまして、地域団体商標に係る周知性というのは、基本的に
出願人が提出する資料に基づいて認定を行っていくものだということに對しまして、4条1
項10号におきましては、主として審査官による職権調査が必要だということと、商品・役
務が非常に多岐にわたり、全ての商品役務が対象になってきます。また、その商品等の性
質に応じた判例の集積も十分でないという理由から、個別に類型分けした形で7条の2と
同レベルで基準を変えていくことは非常に困難だということでございますので、今回につ
きましては関連する基準をまとめるとともに、基準の趣旨を明確にするという趣旨でたた
き台を作成してございます。

次、参考裁判例が記載されていますが、そこはとりあえず飛ばしていただきまして、3
ページ、4条1項15号です。ここも「改訂の方向性」ということで、まず15号該当性の
判断については、出所の混同を生ずるおそれの有無についてが問題となります。混同のお
それというのは、判例上、これはルールデュタン事件の最高裁判決でございますが、こ
こにおいて明確に示されているとおり、いわゆる広義の混同を含むということで解されてご
ざいます。

この点につきましては、審査基準上においても明らかにされておりまして、これは基準
1. というところになります。基準と判例における考え方の間に乖離はなく、本号該当性
の判断要素についても審査基準上示されておりまして、基準2. というところではござい
ますが、これはルールデュタン事件で示された考慮要素とおおむね相違はないものの、考慮
要素としては若干足りない部分があると考えまして、その部分を追加するというたたき台
を作っております。こういった点を踏まえ、関連する基準をまとめまして、基準の趣旨を
明確にするという方向性で今回たたき台を作っております。

ちょっと飛ばしまして、5ページ 3. ですが、4条1項19号です。方向性としては、
まず法目的が記載されています。主として外国で周知な商標について、外国での所有者に
無断で不正な目的をもってなされる出願、登録を排除すること。さらには、全国的に著名
な商標について、出所の混同のおそれがなくても出所表示機能の希釈化から保護すること
を目的とするという法の目的がございます。

この19号該当性の判断につきましては、裁判例におきましても他人の商標の周知度であ
るとか、商標の類似性、これらの個別の事情を総合的に勘案しまして判断するといった傾
向が強いということで、現行の審査基準以上に、より詳細な統一的、画一的な基準を規定

することは困難だと考えました。

そこで、本号該当性の判断につきましては、個別の事情を踏まえてなされるという点を考慮いたしまして、関連する基準をまとめ、基準の趣旨を明確にするということで、今回のたたき台を作っております。

こういった趣旨を踏まえまして、今度は資料3-2、審査基準のたたき台の案、4条1項10号、15号、19号を御覧になっていただきたいと思います。まず、4条1項10号は、右側の現行の基準と見比べながら御覧いただければと思いますが、構成面の見直しということで、見出しを付けるという修正を行っております。

1. が周知性についてということで、まず(1)需要者の認識について。ここは現行の1.と同じ内容でございます。それから、(2)周知性の判断について。ここもまず、3条2項の考慮要素等の部分を準用するということでは変わっておりません。

なお書きとして、例えば、以下のような事情については十分に考慮して判断するという文章を入れまして、現行基準の5.と6.にある部分につきましては、周知性の判断における考慮要素として、今回(ア)及び(イ)として入れ込んだという整理をしております。

それから、2ページでございます。これは現行の7.に対応する部分がたたき台の2.でございます。現行の7.を御覧いただきますと、「需要者の間に広く認識されている商標」の認定に当たっては、ということで、まず防護標章登録を受けている商標があります。また、審決もしくは判決で需要者の間に広く認識された商標と認定された商標というのがありまして、これらについてはその登録または認定に従って需要者の間に広く認識された商標と推認して取り扱うという基準になってございます。審判決につきましてはJ-PlatPatの日本国周知・著名商標検索で検索することができるという現行基準になっておりますが、4条1項10号につきましては、未登録周知商標が対象となりますので、当然、商品・役務について何らか使用されていることによって周知となった商標が対象になっているということですので、使用が前提となっていない防護標章登録を受けている商標については対象とならないということで、「防護標章登録を受けている商標」という記載を削除いたしました。

それから、現行の注1にありますJ-PlatPatの検索におきましても、このデータベースの中には、既に登録となっている商標しか格納されていないということで、未登録周知商標の検索はそもそもできませんので、その記載を削除しています。

それにあわせて、従来、審決と判決しか記載がなかったところに、当然、異議決定もあるだろうということで、今回異議決定を新たに追加したという修正を行ってございます。

それから、現行の2.の部分で4条3項を参照するという記載があります。ここは出願時及び査定時に該当するものが対象になってくるという規定で、4条3項と趣旨が同じであり、審査基準としては何ら機能しないのではないかとということで、削除してございます。

それから、たたき台の3.です。「類似する商標について」という見出しをつけました。10号につきましても、当然、同一類似の判断が必要だということですので、まず(1)で4条1項11号の類否の判断の基準を準用するという形にしてございます。ここですが、通常であれば早い条文のところに実際書き込んで、後から来る条文についてはその前の部分を準用するというのが本来の書き方ですが、類否判断についてのメインとなる条文は4条1項11号になると考えまして、4条1項11号の中で、具体的な類否の基準については後々書き込む形にして、10号についてはそこを準用するという整理をしています。順番は条文の順番とは合っていないのですが、そういう整理にしたほうが基準を見る場合に見やすいのではないかと趣旨で、ここについては11号を準用することとしてございます。

3.の(2)は、現行の4.とほぼ同様でございますが、今、4条1項11号の6.の(6)のところと同様の記載がありまして、そこと合わせる形に修正してございます。

たたき台の4.取引の実情を示す説明書について。ここは新設した規定でございます。取引の実情を示す説明書につきましては、御案内のとおり、4条1項11号の中に、こういった手続をすることができるという審査基準が設けられております。10号につきましても、11号と違うのは、引用商標が登録になっているのかそれとも未登録なのかという違いだけでございますので、この取引実情説明書についても10号の中でもこういった手続を担保することができるほうが適当なのではないかとということで、ここについて11号の当該部分を準用するという形にしてございます。

次、4条1項15号です。まず、1.「他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標」についてということで見出しを付けまして、また(1)の文章につきましては、現行の1.とほぼ同様ですが、商品又は役務についての読み替えの規定を置いてございます。以下、商品等という形で読み替えを行ってございます。

ここの1.(1)につきましては、狭義の混同のみならず広義の混同も含まれますよという基準になっていまして、その下の例が、本号に該当する場合ということで、①、②という形で2つ記載されています。

①のほうは狭義の混同です。②のほうは広義の混同を表す例でございます。ここにつきましても、現行基準の1.の(2)のほうは狭義の混同、(1)が広義の混同で、順番が逆になっていましたので、たたき台のほうでは狭義の混同を先に書いて、広義の混同を後に②として書いたという整理を行ってございます。

次、4ページの(2)考慮事由についてという部分でございます。ここは4条1項15号に該当するか否かについての考慮事由について、こういった考慮事由があつてこういったことを総合勘案して判断するという旨の基準になってございまして、現行基準の2.に相当する部分でございます。

先ほどの御説明でちょっと申し上げましたが、これはレールデュタン判決を参考にして今回も再検討を行った部分でございます。当該判決を見ると、現行基準ではちょっと足りない部分がありました。それを①と⑦として今回たたき台の部分に追加しました。具体的には、①は出願商標と他人の標章との類似性の程度をまず考慮要素として入れました。

あと、⑦です。これは需要者の共通性その他取引の実情というものも考慮事由としては当然あるだろうということで、この2つを新たに追加したということでございます。

あと、③が現行基準の2.の(ロ)に相当する部分です。これは創造標章であるかどうかという現行基準だったのですが、ここは創造標章という言葉よりも、造語あるいは構成上顕著な特徴を有するものであるかというほうが基準になじみやすいのではないかと。一般的に使用されている語で整理し直したということでございます。

ここの部分は、4条1項19号に同様の記載がありまして、そちらに倣って今回変えたという趣旨でございます。

また、たたき台の同じページの(3)です。これは外国において著名な標章についての基準ということで、現行の6.からはかなり文章が短くなっているのですが、趣旨は同じでございます。より明確化を図るという観点から修正を行ったということです。

次の2.他人の著名な商標を一部に有する商標についてということで、これは現行の5.と同様の記載でございますが、その中に「アレノマ」と「レノマ」といった本号に該当する例とか、カメラについて「POLAROID」と商品「化粧品」について著名な商標「POLA」とか、こういった該当しない場合、ここの例が現行基準にもあったのですが、ここをよりわかりやすい形で記載し直したというものでございます。

また、本号に該当しない場合については、解説をつけて指定商品若しくは指定役務との関係において混同を生ずるおそれがないと判断されるという解説をつけてございます。

ここは指定商品「又は」指定役務ですね、「若しくは」ではなく、失礼いたしました。

その後の(2)は、現行基準の4.に相当する部分でございます。現行基準4.は、他人の著名な商標を一部に有する商標についての取扱いということで、それぞれ適用条項が変わってくる場合があります。例えば、4条1項11号に該当するのはこういう場合ですよ、15号に該当するのはこういう場合ですよという形で、確認的に記載されていた基準でございました。

ここについても、まず見出しをそれぞれ付けて構成を見直したというのが1つと、あと第4条第1項第10号に該当する場合という例がなかったので、①として第4条第1項第10号に該当すると判断する場合はこういう場合ですよというものを一つ追加してございます。

それから6ページ、現行の7.です。ここは先ほど御説明した1.の(2)の⑦として、考慮事由の中に記載しました。これは何かというと、取引の実情と個々の実態を十分考慮するという、単なる考慮事由になっていましたので、先ほどの考慮事由の中に取引の実情とか、このくだりを追記して対応したということでございます。

3.建築物の形状を表示する立体商標についての取扱いということで、ここも文章を現行の8.から若干変えておりますが、内容的には同じでございます。

次の4.は、現行基準の9.に相当する部分でございます。現行基準では、先ほど御説明いたしました4条1項10号の7.を準用するとなっておりますが、先ほど防護標章登録とかJ-PlatPatの記載を10号で削除した関係で、準用ができなくなりましたので、新たに15号で書き起こしたというものでございます。

次、4条1項19号です。まず、1.が周知性です。ここは法文上明らかなように、需要者の間に広く認識されている商標ということで、4条1項10号と同様の考え方ができる、同様の基準でいだろうという整理をいたしまして、(1)の需要者の認識については、4条1項10号を準用するという形にしてございます。ここは現行基準と同様でございます。

それから、(2)「外国における需要者の間に広く認識されている商標」についてという部分も、現行の3.に相当する部分でございまして、若干の文章を修正してございますが、内容としては同じです。

それから、たたき台の2.「同一又は類似の商標」については新設部分でございまして、今まで「同一又は類似の商標」についての基準が19号になかったということで、新たに4条1項11号の6.の記載に合わせる形で書いてございます。

ここは他人の商標ですね、周知商標を一部に有する商標については、その他人の商標と

類似すると判断するという基準でございます。ただし、その他人の商標が既成語の一部となっていることが明らかな場合等を除くという基準でございます、これは11号と同じもので、そこを入れ込んだという見直しを行ってございます。

次、3.「不正の目的」については、現行の4.に相当する部分でございます。ここを修正いたしましたのは、⑤の中に一つ考慮事由を入れた点です。下線の部分ですが、これは出願人が外国の権利者の国内参入を阻止しようとしている事実についても考慮要素としては考えられるだろうということで、今回その下線の部分を追記してございます。

それから、(2)不正の目的をもって使用するものと推認する場合というのは、現行の5.と同一でございます。

次は、たたき台の4.本号該当性の判断についてということで、19号該当性について、最終的にはこういった周知度であるとか商標の類似性、不正の目的といったものが法律要件となっておりますので、それぞれの判断要素を最終的には総合的に勘案して判断するという旨の基準を今回入れてございます。

次の例、本号に該当する場合の例が2つございますが、ここは現行の基準と同一のものをに入れてございます。

以上でございます。

○小塚座長 ありがとうございます。

それでは、全般的に表現ぶりの調整あるいは最近の判例の反映ということですので、一括して御意見を承りたいと思います。どなたからでも、またどの箇所からでもお願いします。

大西先生、どうぞ。

○大西委員 10号ですが、資料で申しますと2ページの頭のところでございます。現行の審査基準の7.のところを整理してお書きいただいている、2.「需要者の間に広く認識されている商標」の認定についてというところでございます。内容的には変わっていないのですが、審決とか判決で周知商標と認定されているものについては、需要者の間に広く認識された商標と推認して取り扱うということになってございます。しかし、当然のことながら、周知性要件の判断時点がずれるわけです。にもかかわらず、需要者の間に広く認識されている商標という要件を満たしていると推認されてしまいますと、出願人がこれをくつがえす主張なり立証なりをしなければならなくなり、非常に負担が重くなります。周知であることを立証するよりも周知でないことを立証するほうが比較にならないぐらい難し

いことを考えると、これは行き過ぎなのではないかと思えます。ですので、過去に審決等で周知だと認定されたことについては、参酌又は考慮できるという程度であればよろしいのでございますが、そこは御検討いただきたいと思えます。

その絡みで申し上げますと、現行の2. のところが4条3項の話であって、そちらで書くので削除したということでございますが、過去の審決での認定のところの取り扱いが出ているバランスで考えますと、あえてここは削除しないで残していただくほうがありがたいと考えております。

○小塚座長 ありがとうございます。

今御指摘の事務局案の2. は、現行基準の一部を残しただけで変わっていないわけですが、しかしその運用自体が余り望ましくないという御意見ですね。

○大西委員 さようでございます。

○小塚座長 ありがとうございます。

それでは、今の点でもそれ以外の点でも御発言をいただけますでしょうか。

本田先生、お願いします。

○本田委員 ちょっと飛ぶのですが、4ページの4条1項15号の(3)です。こちらは外国において著名な標章についてという表題になっており、右側の現行の6. を修正されていると思えます。確認も含めてですが、6. の書きぶりとは全然違ってきておりまして、6. は最後に「その出所について混同を生ずるおそれがあるものを含むものとする」という書きぶりになっているんですが、修正案では、外国で著名な標章であると国内で認識されているときは、出所混同を生ずるおそれがあると推認するという書きぶりになっております。これまでの運用もこうだったというのであればこれで問題はないかなと思うんですが、その確認と、書きぶりがちょっと、著名な標章であることが認識されているときは、何か主語が足りないのかなと思っておりまして、これと同一の商標が出願された場合には、その著名な標章と混同を生ずるおそれがあると推認するという趣旨であれば、そういうふうに修正されたほうがいいかなと思えます。

○小塚座長 ありがとうございます。

今の点が現行基準に比べてどう変わっているのか、あるいは変わっていないのかというのは、事務局から補足説明をいただけますでしょうか。

○豊瀬商標審査基準室長 まず、大西先生の御指摘でございます。御指摘のとおり、例えば30年前に周知と認定されたものについても現在周知だと推認して取り扱うというのは、

確かにちょっと違うのかなということもありますので、ここは現行基準のとおりにはしてございますが、今御提案いただいたような形で、考慮をすとか参酌するといった方向性で修正を再検討させていただければと考えております。

それから、4条3項のところにつきましても、現行基準のとおり記載を残す方向性で再検討いたします。ここはあくまでも確認的な規定かなという判断で、削除したという御提案をさせていただいたのですが、今のような懸念があるということであれば、また記載を戻すということで検討したいと考えております。

それから、15号の本田先生の御指摘につきましては、ここは確かに現行基準からちょっと記載ぶりが変わっておりまして、「推認する」という若干強目な規定になってございます。ここにつきましては、現行基準と変わらないと、あえて強くしたのではないという趣旨だったのですが、そこはちょっと読めないということであれば、ここの推認という文言も含めて、再度検討したいと考えております。

○小塚座長 ありがとうございます。運用自体を変える趣旨ではないということだそうです。

小川先生、お願いします。

○小川委員 今の6.の観点で言うと、先ほど趣旨が同じだとおっしゃっていましたが、先ほどの御発言があったとおり、内容が変わってきてしまっている。現行の6.のほうは、我が国内の需要者によって認識されていることと、出所について混同を生ずるおそれがあること、2つの要件がセットで15号適用となっていますので、ちょっと要件が変わってきてしまっているかなという気がします。もしあえて事務局案を何とか使うとしたら、「我が国内の需要者によって」、せめてそこに「広く」とか言葉を入れると少しニュアンスが似てくるかなという気がしました。後は事務局にお任せいたします。

○小塚座長 ありがとうございます。

加藤先生、お願いします。

○加藤委員 4条1項10号に関します2ページに出てきます、4.取引の実情を示す説明書についてというところの書きぶりでございます。これは私ども日本弁理士会の中ではかなり異論があったところでございますが、このような書き方をされてしまいますと、取引の実情を示す説明書を必ず出さなければならないのではないかという読み方がされてしまうのではないかということ。それから、出さなければならないのではないかという出願人側の負担。それと、4条1項10号がどんなときに出されるかという現実を見ていただきま

すと、ほとんどの場合がと言いますと言い過ぎかもしれませんが、いわゆる身内といえますか、グループ会社であったり日本の子会社であったりライセンス先であったりというところが使用している例を引かれてしまうということが多々ございますので、こういうときにも取引の実情を示す説明書を提出しなければならないのかというような誤解がないように、書きぶりを少し工夫していただければと希望しております。

以上です。

○小塚座長 ありがとうございます。

先ほど外川先生も挙手いただきました。よろしく申し上げます。

○外川委員 1枚目の(2)周知性の判断のところの下の(イ)主として外国で使用されている商標の場合と、現行をそのまま引っ張ってきているように見えるんですが、確認です。「主として外国で使用されている商標については、外国において周知であること、数カ国に商品が輸出されていること、又は数カ国で役務の提供が行われていること」ということなので、多分、外国において周知というのは必須ではないと読めると思うんですが、そういう意味なんでしょうか。つまり、数カ国に商品が輸出されていれば、周知性の判断はその材料となると、外国周知は関係なくですね。それから、数カ国で役務の提供が行われていればその周知性の判断の材料となるというふうに、全部「又は」なのかどうかだけ、確認のためにお聞きしております。

○小塚座長 ありがとうございます。

そのほかの先生方から御発言がありますでしょうか。

小川先生、どうぞ。

○小川委員 3ページですが、15号の新しく作っていただいた例の2番目のほうです。これは恐らく広義の混同の例だと思いますが、右側にある(1)の現行の基準の下から4行目の「たとえ、甲の業務に係る商品であると認識しなくても」という文章は、ぜひ②の中にも入れてほしい。狭義の混同との違いを出すために、これはあったほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○小塚座長 ありがとうございます。

そのほかの先生方から御発言がありますでしょうか。

それでは、事務局から、特に外川先生の御質問に対して回答があれば申し上げます。

○豊瀬商標審査基準室長 まず、加藤先生からの御意見でございますが、4条1項11号の

取引の実情説明書を10号のほうに新たに設けたということにつきましてコメントいただきましたが、提出しなければならないという基準ではなくて、今11号にある基準をそのままここに持ってきていますので、あくまでも出願人から提出があったときはということで記載しているものでございます。手続の幅を広げたということですので、ここはユーザーサイドに立った場合に、何らデメリットになるといったことはないのかなということで、ここに記載した次第でございます。

それから、4条1項10号、1ページの(イ)主として外国で使用されている商標の場合と、考慮事由として一つ入れたのですが、これは想定しているのがコンピューターワールドの判決でございまして、主として外国で使用されている場合について、日本の需要者にどれほど認識されているのかというところで認定されているという判決でございましたが、あくまでも我が国需要者の認識が問われるというところで最終的に判断していくことは変わりません。その旨がわかるように周知性の判断における考慮事由としてここも入れているということでございますので、いずれも必要条件ということではなくて、使用されている商品については周知であることとか、また数カ国に輸出されていること、または数カ国で役務の提供が行われているというもろもろの事実というのを考慮要素として考慮できるのではないかとということで、今回、考慮事由として入れているという趣旨でございます。

○小塚座長 小川先生の御提案はどうしますか。

○豊瀬商標審査基準室長 小川先生の御指摘でございますが、3ページの②の例でございます。ここはおっしゃるように広義の混同の例として記載しておりまして、現行の(1)の部分でございます。「たとえ…」の記載を削除したという強い意思があるわけではございませんので、今のたたき台ですと、やや趣旨が変わってくる、わかりにくいということであれば、「たとえ…」の記載を残すという修正も検討したいと考えております。

以上でございます。

○小塚座長 ありがとうございます。

そのほかの先生方から、今まで出された点でも、あるいはそれ以外の新しい点でも何か御発言、御指摘ありましたらお願いいたします。

外川先生。

○外川委員 15号について、逐条解説には多分書いてあると思うのですが、フリーライドみたいな文言が審査基準に入るとよろしいのではないかと思います。最近の出願について特許庁が拒絶して裁判所がひっくり返したというケースがありますが、特許庁の判断の根

拠として少し役に立つんじゃないかという気がするんです。フリーライドとかそこら辺については、15 条の守備範囲の中に入れるという意味を表示したほうがいいような気がするんですが、それについてはどうお考えでしょうか。

○小塚座長 ありがとうございます。

何か御回答はありますか。

○豊瀬商標審査基準室長 今回の御指摘は、フリーライドについてでございますが、現段階において基準の中で明確に書いていくという段階ではないのかなと。なかなか確たる判例とかいったものもないと。裁判所のほうでもかなり様々な考え方の判決が示されていると認識しておりますので、フリーライドについてはこうだという基準を設けることまではなかなか踏み込めなかったというのが今回の案でございます。

○小塚座長 ありがとうございます。

外川先生は、そのような御説明でよろしいですか。

○外川委員 ええ。本当は入れたほうがいいような気がするんですね。特に特許庁の審査、審判でパロディーみたいなことについて、ああいう判断を続けるのであれば、何か根拠があったほうが良いと。7号は無理だから15号ぐらいが一番いいんじゃないかと思っているものですから、少し何か取っかかりがあったほうが良いなと思ったんですが、検討されたということであれば結構でございます。

○小塚座長 ありがとうございます。

そのほか、何か御指摘がありますでしょうか。

大西先生、どうぞ。

○大西委員 今回の点でございますが、フリーライドの問題とかダイリューションの問題は、実務上は非常に大きな問題としてみんな認識しているところだと思っておりますのでございますが、参考裁判例としてお配りいただいている中にルールデュタンの判決がございまして、その10号の趣旨の説明の中でフリーライドとかダイリューションに言及しています。これは民集に載っている裁判でございますが、こういった点も考慮した上で15号の判断を検討するというような一言を入れるのも難しいということではございませんでしょうか。

○小塚座長 事務局から何か御回答がありますか。

○豊瀬商標審査基準室長 確かにルールデュタンの中には書いてあるんですが、法文上「混同を生ずるおそれがある」という部分から、フリーライドとかダイリューションまで読み込めるのかということも議論があると認識しておりますので、先程申し上げましたように、

基準の中に書き込むのは現段階では難しいのかなという判断でございます。

○小塚座長 このルールデュタンの最高裁判決も書き方がなかなか微妙なのですね。フリーライド、ダイリューションを防止するということは、目的の中ではそういう言及をしているんですが、その趣旨からすればと言って、結局適用した事案自体は広義の混同の事案ということで、広義の混同とフリーライド、ダイリューションの関係というのは、特に平成12年のころはまだ整理がきちんとされていなかったような認識を私は持っているのです。しかし、今はそこは別の問題だと言って整理しているのではないかという気がします。そんなことも事務局案の背景にあるのではないかと思います、とりあえずは大西先生、今の御回答でよろしいですか。

○大西委員 結構でございます。

○小塚座長 ありがとうございます。

それでは、これ以上特に御発言がなければ、本日の議論は以下のとおりです。まず、4条1項10号に関して、資料3-2の2ページ、2.の審決、判決等で広く認識された商標と認定された商標を推認するかどうかについては、事務局でもう一度御検討いただく。その関係で、必要があれば4条3項を繰り返しているように見える現行基準の2.を復活させることも考えるということです。

次に、4条1項15号の1.の(3)のところ、外国において著名な標章についてというところで、これは実は書きぶりがまず相当変わっているということから、趣旨が変わっていないかということ再検討いただき、かつ、ここにも推認という表現が出てきますが、これも推認という扱いでよいかどうかということ改めて事務局で検討するという事です。

私のほうで理解しました議案に対する再検討の点は以上でして、その他御発言いただきました点、例えば取引実情説明書について必須でないということこの場で明言していただいたのですが、そういう誤解がないようにすることをどうするかとか、そのようなこともあわせて検討の余地があるかもしれません。

そういう点を留保しました上で、一応それ以外の点については今回の10号、15号、19号に関する原案を御承認いただいたと理解してよろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、そのように理解して進めさせていただきます。

○小塚座長 さて、以上で本日の議題は終わっているのですが、参考資料として事務局から御用意いただきました資料がありまして、これについて若干御報告があるそうですので、お聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○豊瀬商標審査基準室長 参考資料でございます。「著名な絵画及び版画からなる商標登録出願の取り扱いについて」の案でございます。これを参考資料とさせていただきますのは、著名な絵画につきましては今まで取り扱いがなかったので、そこを明確化した上で、商標審査便覧に書き込んでいくという方向性で今後こういった取り扱いにしたいと考えておりますという御報告をさせていただきたいということでございます。

まず、1. 著名な絵画及び版画をめぐる現状でございます。著名な絵画につきましては、さまざまな者によって「被服」、「バッグ」とか、さまざまな商品・役務についてデザインや装飾として利用されている実情があります。また、昨今、著名な絵画等を特定人が商標として多数出願している事実があり、これらが登録を受けることによって独占排他的な権利を与えられることは適当ではないのではないかという懸念も指摘されているところでございます。

そうした中で、現在の審査の状況でございますが、著名な絵画であることそれ自体については特に拒絶の理由となっておらず、先程申し上げました取扱い等も存在していません。現在の審査の中で、(1)と(2)に書いてあるような審査例もありますので、なお書きとして載せております。

(1)は、指定商品「被服」について使用するときには、自他商品の識別標識として認識しないということで、3条1項6号に該当すると判断した審査例でございます。

(2)として、これは4条1項15号該当という判断でございますが、作者の遺族とか著作権管理団体といった者が存在して、そういった者の出所に係るものとして、出所について混同を生ずるおそれがあると判断された審査例でございます。

著名な絵画につきましては、判決等については特にないと認識してございます。

といった中で、今後の具体的な運用方針として、4.に書いてございますが、現在、著名な絵画等からなる商標についての取扱いは存在せず、審査実務における判断基準は必ずしも明確とはなっていないということで、今後は以下の方針に基づき、商標審査便覧に記載することとし、判断基準の明確化を図りたいということでございます。

対象となる著名な絵画等につきましては、まず著名ということですので、作者が現存するか否かを問わず広く認識されているものとするということが要件としてあります。

今後につきましては、まず第3条第1項第6号を適用していくことが考えられるのではないかと整理してございます。

絵画というものは、本来、識別標識としてではなくて美術作品として人々の鑑賞に資することを目的として描かれているということで、上記1. のとおり、著名な絵画等につきましては、商品等に係るデザイン又は装飾といったものとして一般に用いられている実情がございました。

したがって、商品等に付された著名な絵画等を、需要者から見た場合には商品等におけるデザインであるとか美観の向上のために選択されたものであると認識して、出所識別のために選択されたものとは認識しない場合が多いのではないかと考えられるということから、著名な絵画等がそれのみで使用されている場合、需要者はあくまでも商品等の魅力の向上等に用いられる多種多様なデザイン画の一種として認識するにとどまると言えるのではないかと。

以上から、出願された商標が著名な絵画等であるとのみ認められる場合、需要者は自他商品・役務の識別標識として認識せず、またいずれの商品等に使用しても独占適応性がないということで、商標としての出所表示機能を持ち得ないという判断ができるのではないかと。すなわち、「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標」（商標法第3条第1項第6号）に該当すると判断するのが適当なのではないかということです。

ただし、著名な絵画等と識別力のある文字、図形との組み合わせであって、全体として識別力があると認められる場合はこの限りではない。また、長年にわたって使用されるなど、識別力を有するに至ったと認められる場合についてもこの限りではないということで整理しております。

続きまして、例えば国際信義上特に要請される場合においては、公序良俗に反するというので、4条1項7号適用もあり得るのではないかとということで記載しております。

それから、先程の審査例もありましたが、何人かの出所表示として使用されている場合には、出所の混同を生ずるおそれもある場合もあるのではないかとということで、そういった場合には4条1項15号の適用も考えられるのではないかと整理してございます。

以上、御報告でございました。

○小塚座長 ありがとうございます。

これは基準に書き込むということではありませんので、情報共有をいただいたというこ

とです。

それでは、以上で本日の議論は全て尽くしたということで、最後に、次回のスケジュールを確認していただきたいと思います。商標課長からお願いします。

○佐藤商標課長 今日も熱心な審議をありがとうございました。次回のスケジュールについて御説明させていただきます。次回の第21回商標審査基準ワーキンググループにつきましては、10月7日を予定してございます。詳細につきましては、追って御連絡申し上げます。以上であります。

○小塚座長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日第20回のワーキンググループを閉会とさせていただきます。

本日も活発な御意見をいただきましてありがとうございました。

5. 閉 会